



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪府西区本町1丁目5-15
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2024

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用バックナンバー
閲覧パスワード
DELMARE
2024年4月1日 AMまで
※偶数月の第一月曜日正午ごとに変更

迷走する損保業界が向かう先は!?

大阪代協 BM、カルテル問題で栗山氏がセミナー



新谷会長

大阪代協(新谷香代子会長)は1月30日15時から、日本代協アドバイザの栗山泰史氏を講師に招き、2024年を展望する「迷走する損害保険業界が向かう先は! BM・カルテル問題の真相と保険業界に与える影響」をテーマにハイブリッドセミナーを開催し、380名が聴講した。

BM問題

体制整備義務の不備
自社利益優先の
企業文化是正を

セミナーの開催に先立ち、新谷会長が能登半島地震で被災した方々に哀悼の意とお見舞いを述べるとともに、昨年からのビッグモーター事件と共同保険のカルテル問題について言及。「私たち保険業界に身を置くものとして今回の事件の真相は何か、金融庁が指摘する本質は何かをしっかりと整理し、正しく理解することが必要である。今、損害業界は非常事態にある。一日も早くお客様の信頼回復を実現しなければならぬ。本日のセミナーはそのきっかけになればと思う」と挨拶した。セミナーでは、まず栗山氏はビッグモーター事件を解説。この事件には



栗山氏

体制に大きな不備があったこと、そして、顧客より自社の利益を優先させる企業文化があったことなどを挙げ、金融庁は損害保険業界に対して「顧客優先ではなく、コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成を、またSOMPOホールディングスには損害保険の内部統制の十分性を把握し適切な経営管理を行うこと、そして自社利益優先の企業文化

共同保険
カルテル問題

休憩を挟んで行われたセミナーでは、共同保険のカルテル問題が取り上げられた。

独禁法との関係を
過去から解説

一定の共同行為は必須の事業だが...

保険事業において共同保険は必要とした。ただ、共同保険を取り扱うにあたって、A保険会社が提示した契約条件がお客様経由で他のB保険会社へ

を是正することなどを求めていることを紹介。さらに、同氏は、SOMPOグループのガバナンス問題について、いびつな取引慣行、収入保険料やシェアの確保を最優先する文化があったことなど、コンダクト・リスク(金融機関の行為に関するリスク)管理に失敗したことがその本質にあると話した。

融行によれば、「独占禁止法等抵触等リスクが発現しやすい環境であったことに加え、これへの対応を経営陣が十分に検討しなかったこと、営業部門が更改契約のシェアや幹事社の維持を求められたことでリスクに応じた適正な保険料を提示することが困難になる中、ボトムラインの改善急務となったこと、独禁法等に関する十分な教育・監督を行ってこなかったこと、顧客保護を軽視する企業文化があったことなどが問題を引き起こした」とされている。さらに真因として「政策株式会社保有割合や本業への支援など、保険契約以外の要素が少なからず影響する顧客企業との関係」が指摘されていることは非常に重要と栗山氏は指摘した。そして、損害事業は一定の共同行為が必須の事業であり、そのような場合に「カルテル問題が起きないよう、公正取引委員会が設置している事前相談制度を活用すべきだ」と提言しセミナーを終了した。

独占禁止法等抵触等リスクが発現しやすい環境で

最後に組織委員会の守屋仁志委員長が「歴史的な面からこの問題を捉え、そしてそれを踏まえて未来に向けてどのように取り組んでいけばいいのかといったことがよく分かった。今後ともこのような有意義なセミナーを開催していくので、ご参加をお願する」と締めくくった。